

資料 2

会派が配分を決定できるようにする条例改正の状況

		改 正 前	現 行
会派分の規定を改正	愛知県	全額(所属議員1人当たり月額50万円)を会派に交付 【1件3万円以上(人件費除く)の領収書等の写添付】	会派が50万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成23年5月1日施行)
会派分の規定を改正	石川県	全額(所属議員1人当たり月額30万円)を会派に交付 【領収書等は会派が保管】	会派が30万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成21年4月1日適用)
議員分の規定を改正	熊本県	全額(議員1人当たり月額30万円)を議員に交付 【領収書等は議員が保管】	会派が30万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成21年4月1日適用)
会派分及び議員分の規定を改正	福井県	会派分(所属議員1人当たり月額10万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額20万円)を議員に交付 【全ての領収書等の写を添付】	会派及び議員に対する交付総額を1人月額30万円とする 会派が30万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付 【全ての領収書等の写を添付】 (平成22年4月1日適用)
会派分及び議員分の規定を改正	大阪府	会派分(所属議員1人当たり月額10万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額49万円)を議員に交付 【会計帳簿等の写添付】	会派及び議員に対する交付総額を1人月額59万円とする 会派が59万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付 【会計帳簿等の写添付】 (平成21年4月1日適用)
会派分及び議員分の規定を改正	兵庫県	会派分(所属議員1人当たり月額20万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額30万円)を議員に交付 【1件5万円以上(事務所費・事務費・人件費除く)の領収書等の写添付】	会派及び議員に対する交付総額を1人月額50万円とする 会派が50万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成23年6月11日適用)
会派分及び議員分の規定を改正	滋賀県	会派分(所属議員1人当たり月額10万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額20万円)を議員に交付 【1件1万円以上の領収書等の写添付】	会派及び議員に対する交付総額を1人月額30万円とする 会派が30万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成21年4月1日適用)
条例制定当初から	神奈川県	交付総額は議員1人当たり月額53万円 会派が53万円を会派に区分した額を会派及び議員に交付	